

補助金 (A)

民間 (C)

- ・民間が実施する『事業』に対して補助を行う
- ・名称としては『補助金』を用いる。
- ・資料③で図示していた 左下③
- ・助成金との違いを明確にする必要あり(何を基準に分類するのか)
- ・手続きは
補助申請 → 審査 → 交付決定 → 事業実施 → 完了報告 → 審査 → 交付確定
- ・協働事業とは異なり、本来は行政としては実施しない事業だが、民間が実施する事業を奨励するために補助を行う。
- ・制度には終期を設定する(公金支出の根拠となる要綱を制定する際に年限を設ける)。終期が到来し、制度を延長する場合には、必要性や成果を検証して改めて意思決定する。
- ・積極的な目的で支給する(成果目標を設定)

民 + 公 (協働) (D)

- ・行政と民間が協働で実施する『事業』に対して補助を行う。
- ・名称としては(『協働補助金』 or 『支援金』)を用いる。
- ・資料③で図示していた 左上①
- ・補助金と協働補助金の違いを明確にする必要あり(何を基準に分類するのか)
- ・手続きは
補助申請 → 審査 → 交付決定 → 事業実施 → 完了報告 → 審査 → 交付確定
- ・協働事業は行政もすべき事業で、地域等の民間も一緒に行うべきもの。事業の負担割合は0%~100%(全額補助金もあり)
- ex) 市の象徴である石川を清掃(行政もやらないといけない、市民も一緒にやらないといけない)するにあたり、市民は清掃に参加(労働力を提供)し、行政は参加者が利用する物品を購入(購入費用の全額を補助)して、協働して事業に取り組む。
- ・行政と民間が協働して行うもので、補助金に予め年限を定めることはない。ただし、時代とともに官民の領域が変わって、行政が実施する必要がなくなれば補助金廃止(事業を民間だけで続けるかは自由)

行政 (E)

委託的補助 (f)

- ・行政がやるべきことを、効率等を考慮して民間に補助金を支給することでやってもらっている事業
- ・本来は業務委託として発注すべきもの。
- ・ここに分類されたものは将来的には委託への移行を検討する。

補償・交付金・負担金 (g)

- ・相手方(他自治体)と契約(覚書等)を交わすことで、支払うことが義務的に決定しているもの。
= 『負担金』
- ・行政が行ったことに対する補償として、市が一方向的に支給するもの
= 『交付金・補償金』
※交付金については市が一方向的に支給するので、(本来の意味でいうと)用途を制限するものではない。

制度的 (h)

- ・法令により、国や府などの補助事業を、市を通して相手に支給するなど、市の裁量が少ない制度。

事業促進助成金 (i)

- ・推奨する行為・事業の普及促進のため負担軽減、『サービスを受ける経費』の一部を費用負担、特定の要件を満たしている場合に金銭を支給
- ・名称としては『助成金』(および利子補給金)を用いる。普及促進等のための『事業促進助成金』と経済的支援や福祉的目的のための『支援助成金』。
- ・手続きは 補助申請 → 確認 → 交付確定 (要件を満たしているかのチェックのみで、審査は不要)

事業実施の是非は民間が判断するが、民間が実施するにあたっての金銭的負担を軽減するために助成金を支給する。

消極的な目的で支給する(成果目標の設定なし) = 助成金

ex) 特定不妊治療を受ける人(受ける・受けないは個人の自由、年間に何人を受けさせるという目標設定なし)に対して、治療費の一部を助成することで個人負担を軽減する。

助成金 (B)

支援助成金 (j)